

第 6 期おおたユニバーサルデザインの
まちづくり区民推進会議委員 各位

第 5 期おおたユニバーサルデザインの
まちづくり区民推進会議委員 一同

大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針等についての申し送り

1 申し送り書作成の経緯

大田区におけるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、平成 23 年に「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針（以下「基本方針」という。）」が策定された。基本方針に基づく具体的な取り組みは、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」として、5 年ごとに改定されてきた。

「アクションプラン Ver.3」について、令和 4 年度から 5 年度にかけて、おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議（以下「区民推進会議」という。）で検討する中で、基本方針やアクションプランの内容の見直しが必要という意見が多く出た。

そこで、これまで区民推進会議で出た意見を、今後の基本方針やアクションプランの改定に活かせるよう、第 5 期区民推進会議にて次期委員に向けた申し送り書を作成する。

2 次期委員への申し送り事項

2-1 第 24 回区民推進会議までに出た意見

（1）基本方針への意見

1	「やさしさ」「思いやり」等ワードの使用方法について見直す必要がある。 （理由） ・まちづくりの考え方 1「やさしさ・やくそく」（P10）や、そのめざす姿（P12）に使用されている「やさしさ」や「思いやり」という表現は見直すべきである。 ・P12 以降、まちづくりの考え方 1「やさしさ・やくそく」に関する箇所では、「思いやりの心」「思いやりの気持ちを～」といった表現が多数出てきている。しかし、すべての人が平等に生活できることは憲法や国際的な人権規範において保障されている基本的な権利であり、これを実現するための基本計画やアクションプランは、やさしさや思いやりのような感情や善意に依存する印象を与えるべきではない。本計画およびアクションプランでは、平等な権利の保障を基盤としたものであることを明確に示す必要がある。
---	---

2	「まちづくりの考え方」の組み立てについて見直す必要がある。 (理由) P4～5で紹介した4つのキーワード(「やさしさ」「やくそく」「まち・暮らし」「しくみ」)を、「まちづくりの考え方」(P8)の段階で説明や根拠を示さずに3つにまとめているが、計画の組み立て方として不適切であり、本来の意図や内容を正確に反映していない可能性がある。 (「やさしさ」と「やくそく」をまとめることは、申し送り1の問題とも関係している)
---	--

(2) アクションプランへの意見

(ページ番号はアクションプラン Ver.3 のページ番号)

3	まちづくりの考え方1指標(1)「おおたユニバーサル駅伝大会の開催」(P14)は実施の有無ではなく、参加人数を指標にしたほうが良い。
4	アクションプラン項目 1-1「ふれあいでわかり合える区民の交流促進」(P15)を、まちづくりの考え方3「しくみ」(P26～)に移動する必要がある。
5	アクションプラン項目 1-2「楽しく学べるユニバーサルデザインの教育」(P16)の「楽しく」という表現を見直す必要がある。 (理由) 楽しくというところが実態に沿っていないのであれば見直す必要がある。 削除もしくは、気軽にというようなワードを検討する必要がある。
6	アクションプラン項目 1-3「区民・事業者・地域の団体等・区が協働で取り組む普及・啓発」(P17)の施策を整理する必要がある。 (理由) 本項目はまちづくりの考え方1から3まで(P12～P30)が混ざっているように見える。統合する等、整理が必要である。
7	アクションプラン項目 1-4(1)「様々な工夫を凝らしたわかりやすい情報の提供」(P18)という表現が抽象的で実態がわかりにくいため、見直す必要がある。
8	まちづくりの考え方2指標(2)「放置自転車台数」(P22)は達成されているなら、指標から抜く必要がある。
9	アクションプラン項目 2-1 (P23)と 2-2 (P24)の違いがわかりにくいため、整理する必要がある。
10	アクションプラン項目 2-1(2)「公共的空間におけるユニバーサルデザインの推進」(P23)について、施策の概要・ねらいを歩行者空間に限定しない内容を希望する。 (理由) ユニバーサルなのに歩行者にのみ配慮しているのは違和感があるため。

11	アクションプラン項目 2-2 施策(2)「ユニバーサルデザインの視点に立った公共的施設の活用、利用促進」(P24)の公共施設のトイレ整備は施策(1)「公共的施設におけるユニバーサルデザインの積極的導入」にしたほうが良い。 (理由) (2)は利用促進なので PR 活動などを記載すべきと考えるため。
12	アクションプラン項目 2-2(2)「ユニバーサルデザインの視点に立った公共的施設の活用、利用促進」(P24)について、施策の概要・ねらいの後段、「また、既存の施設で改修が難しい場合でも、ちょっとした工夫や人々の気遣いによって不便さを解消します。」という説明を見直す必要がある。 (理由) 何をしようとしているのかイメージできないため。
13	まちづくりの考え方3指標(2)「ユニバーサルデザインや障がい理解等に関する職員研修の理解度」(P28)は理解度に加えて、参加者人数の指標化も希望する。
14	アクションプラン項目 3-2「区民参加による地域力を活かす組織づくりと人材育成」(P29)について見直す必要がある。 (理由) UD パートナーに限った施策は狭すぎるため、広く区民が参加し、育成されるしくみにする必要がある。

2-2 第 25 回区民推進会議で出た意見

(1) 基本方針への意見

1	これまでの大田区の取り組みの成果の確認する必要がある。 (理由) 今後の基本方針やアクションプランを考える上で、<u>現アクションプランの実施中にどのような変化があり、改善され、また新たな問題としてどのような事柄が浮かび上がったのか、可能な範囲で把握と検討をする必要がある。</u> 例えば、蒲田駅については 2008 年の駅ビル改修工事によって、それまで懸案だった東西の移動が劇的に改善された。また、蒲田駅・大森駅はバリアフリー法の基本構想の対象とされ、面的な改善も進んでいる。2015 年と 2019 年にはサポートピア A 棟・B 棟が開設され、重度の障害を持つ人々の地域生活の基盤が整った。区役所も接遇マニュアルが導入され、区民の皆さんのアクセシビリティも改善している。 このような状況の中で、今後新たに考えなければならないことはどのようなことなのか、スパイラルアップの視点からも一度検討し、新たな基本方針やアクションプランを考える上での基本とすることが良いと思う。
---	--

2	新たな視点として、災害時など緊急時でも安心して暮らすことのできる仕組みをアクションプランに盛り込むことを検討する必要がある。 （理由） 令和3年の災害対策基本法改正によって、個別避難計画の策定が市区町村の努力義務となり、避難行動要支援者名簿の作成も進められている。 現状でも「避難行動要支援者対策の推進」は盛り込まれてはいるが、このようなものを基本とした、緊急時の避難の仕組みがきちんと出来ているのか、福祉避難所は十分なのか、あるいは一般の指定避難所は要配慮者の避難に対応しているのかなど、<u>緊急時にも安心して避難できる仕組みについて、より手厚くアクションプランへ盛り込むことも検討する必要がある。</u>
3	<u>「誰でも」「誰にでも」「誰もが」「あらゆる」といった言葉の取り扱いは慎重にする必要がある。</u> （理由） 目指すべき姿や大義を語る分には構わないが、具体的な施策や取り組みでは「あらゆる」人向けの事業は現実的に不可能。あらゆる等の表現を行うことで、取りこぼしが発生している事実（取りこぼされている人の存在）を無視していることになるため。
4	指標について、たくさんの取り組みの中から<u>「測りやすいモノ」を部分的に選んで指標とするのではなく、「UDのまちづくり」や「まちづくりの考え方」（3つ）を表すのにふさわしい指標は何か、という上位概念から考える必要がある。</u> （理由） 場合によっては、アクションプラン（今の1-1から3-3まで）の達成度について毎年報告いただき、それに基づく委員の評価を指標とすることもできる。何を何のために指標化するのか、その指標は何を表していてどう評価できるものなのかが、区民にとって分かりやすいものであるべきため。

(2) アクションプランへの意見

(ページ番号はアクションプラン Ver.3 のページ番号)

5	新たな視点として、住宅確保要配慮者への住宅供給の仕組みをアクションプランに組み込むことが重要である。 (理由) 大田区でも居住支援協議会があるが、住宅確保要配慮者が住まいを見つけることができるためには、幅広い取り組みが必要になる。 例えば、高齢者や精神障害者が賃貸契約を可能にする仕組み、重度の障害を持った方を受け入れることのできる障害者グループホームの確保、外国人でもわかりやすい賃貸契約の進め方、医療的ケアを必要とする方でも入居できる住宅の確保などが考えられる。 このすべてでなくても、<u>現在大田区でもっとも困っている方にとって、住宅確保が可能になるような仕組みをアクションプランに組み込む</u>ことは、大田区の住民の多様性を確保するためには重要だと思う。
6	新たな視点として、住民の高齢化、障害の重度化などに対応した施策を盛り込む必要がある。 (理由) <u>今後住民の高齢化は進展することが予想され、障がいのある方の高齢化・障害の重度化が進展することが予想される。その際に、まちのあり方としてどのような姿が求められるのか、もし具体的な事柄が予想できるのであれば、盛り込んでおく必要がある。</u> 例えば、公衆トイレ（あるいは民間のトイレでも）における車椅子利用者用便房への大型ベッドの設置や、一般のトイレにオストメイト用設備導入の促進などが考えられる。 また、ハード面だけではなく、ソフト面の施策も必要。例えば独居高齢者や重度障害者の一人暮らしまたは同居人の高齢化がみられる世帯への巡回等。
7	新たな視点の例として、「見えない障害」への対応をアクションプランに盛り込む必要がある。 (理由) <u>発達・精神障害・知的障害、ジェンダーマイノリティなど、いわゆる「見えない障害」を持った人々でも暮らしやすいまちづくりを進める必要が、今後求められる。</u>そのためどのような工夫をすれば良いのか検討し、センサリールーム・カームダウンスペースの設置、多様なニーズに対応できるトイレの設置(※)など、可能な範囲でアクションプランにも盛り込むと、将来のニーズに対応しやすくなると思う。 (※)異性介助が必要な人、性的マイノリティ、性犯罪被害者のほか、さらに多様なニーズが潜在していることが第 26 回区民推進会議で指摘された。

8	<u>障がいのある方への情報保障として、手話以外のコミュニケーション（文字情報など）が必要な方がいることを理解し、配慮できるようにすることも計画等に組み込む必要がある。</u>
9	アクションプラン項目 1-2「楽しく学べるユニバーサルデザインの教育」(P16)の「豊かな心」「安心・安全な社会づくり」という実体のないワードの使用も見直す必要がある。 (理由) 全体的にこのような精神論的なワードを定義や根拠のないまま使用することは控えたい。
10	アクションプラン項目 1-5(1)取組み事例「心のバリアフリーの普及・啓発」(P19)は別の項目に移動したほうが良い。 (理由) 人権は権利なので心のバリアフリーとは意味合いが違ってくるように感じるため。
11	まちづくりの考えかた「しくみ」の指標(2)職員研修の理解度(P28)とあるが、ここに <u>参加者の内訳を記載する必要がある。</u> (理由) 区職員に周知してもらうには、参加者がいつも同じ人では広まっていけないと感じるため。
12	アクションプラン項目 3-3「行政サービスのユニバーサルデザイン」(P30)について <u>区の職員に対して福祉・人権教育の推進をさらに進めていく必要がある。</u>

2-3 第29回区民推進会議で出た意見

(ページ番号はアクションプラン Ver.3 のページ番号)

(1) 基本方針への意見

1	当事者参画について、基本方針に盛り込む必要がある。
2	「障害の社会モデル」「合理的配慮」について知らない人を減らしていく必要がある。
3	第1章の「将来のまちの姿」に記載されている「区民とともにつくる」という言葉は再考する必要がある。 (理由) 区民だけでなく、行政、事業者など「大田区に関わるすべての人」が、それぞれの立場に関わっていくことを明確にする必要がある。
4	基本目標1「多様性への理解を深める」とあるが、「理解する」ことや「知る」ことは「権利」として確立されていることが伝わる表現にする必要がある。
5	施策1、2、4などでは「バリアの除去」という表現があるが、「権利」であることを明確化する必要がある。

6	基本目標1「多様性への理解を深める」とあるが、困難や生きづらさは人それぞれなので、「こうあるべき」という価値観の押し付けを防ぐ必要がある。バリアの除去だけでは解決しない点についても入れてほしい。
7	基本目標3の施策6「安心して住み続けるための災害時・緊急時の備え」とあるが、住んでいる区民だけでなく、在学・在勤・来訪者などにも関わるため、居住者に限定せず、すべての人を対象とした目標にする必要がある。

(2) アクションプランへの意見

(ページ番号はアクションプラン Ver.3 のページ番号)

8	施策7「ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材の育成」に「官民連携」という言葉を入れて欲しい。区役所で実施するだけでなく、民間と協働するなどして、力を入れて取り組んで欲しい。
9	アクションプラン項目 1-3(6)「避難行動要支援者対策の推進」(P17)とあるが、その他にも地元に住んでいる当事者が安心して参加できる防災訓練の企画運営を考える必要がある。
10	アクションプラン項目 1-4(3)「日常生活に役立つ情報の提供」(P18)に、広報の仕方(方法)について追記する必要がある。 (理由) 自治会や町会によって広報の仕方に温度差がある。出張所主体で LINE グループを作り情報発信をしているところもある(例:鵜の木地区町会連合会)。若い人にも届きやすい形で情報発信をするためにも、良い事例を紹介する必要がある。
11	アクションプラン項目 1-3(2)「施設のユニバーサルデザインの促進」(P17)では、一般的なバリアフリー整備には入ってこない、ある属性の人が苦勞している点についても考えなければならない。 (理由) アンケート調査では少数の回答だった場合でも、どういう人が課題を感じたか検討し、必要としている整備を確認する。
12	アクションプラン項目 2-1(2)「公共的空間におけるユニバーサルデザインの推進」(P23)では、まち全体において休める場所の整備が求められている。 (理由) アンケート調査から区の施設の「改善してほしいこと」で、「休憩所・ベンチの設置」が1位に挙げられ、お店で買い物や外食する際に「不便さ」を感じることで、「休憩スペースがない」という回答が上位に挙げられ、まち全体において休める場所がないことが指摘されている。